

MR 認定要綱の目的

要綱第1条

このMR認定要綱(以下「要綱」という。)は、MRに対して必ず実施すべき教育研修の基準且つMR認定センター(以下「センター」という。)がその資質を認定し、MR認定証(以下「認定証」という。)の交付及び更新を適正に行うための基準を定め、MRが患者志向に立ち医薬品の適正使用に必要な情報活動を行う専門家として、生涯にわたり資質の向上が図られ、もって国民の保健衛生の向上に貢献することを目的とする。

[解説]

「MRが患者志向に立ち医薬品の適正使用に必要な情報活動を行う専門家」とあるのは、2018年2月に公表された「MRの資質向上を目指した継続教育の充実について(継続教育検討委員会の検討結果報告書)」で示されたMRの将来ビジョンと連動している。

MR認定制度は、MRの生涯教育を通じてその資質を認定するものである。MRの資質が向上することにより、医薬品の適正使用が図られれば、国民が医薬品の恩恵を受けるとともに、医薬品による副作用被害を最小限に食い止めることができる。このように、MR認定要綱に基づいてMR認定制度を運用することは、国民の保健衛生の向上に貢献するのである。

要綱の改廃

要綱第7条

この要綱の改廃については、センター理事会の承認を経て、評議員会の決議をもって行う。

[解説]

センターのガバナンスは、事業の執行責任を理事会が有し、その監督を評議員会が担う。センターの事業運営の基準を定めた定款の改廃は、評議員会の決議をもって行うことと定めている。

当要綱は、MR認定制度の運用基準として定めたもので、定款に次ぐ基準として位置付けられることから、評議員を中心に策定された。

そのため、要綱の改廃は、理事会で承認を得たのちに評議員会の決議を必要とした。